

労働者派遣事業許可申請（続きがあります）

提出様式・・・

		提出部数	
		原本	コピー
①	労働者派遣事業許可申請書（様式第1号） [第1面・第2面]	1	2
②	労働者派遣事業計画書（様式第3号） [第1面～第2面] ※複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成	1	2
③	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第3-2号） [第1面] ※複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成	1	2

添付書類・・・複数事業所を同時申請する場合、⑧～⑭は申請する事業所ごとに用意してください

①	定款又は寄附行為 ※内容に変更がある場合には株主総会議事録も添付		2 (2)
②	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ただし法人番号(13桁)又は会社法人番号(12桁)がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要	1	1
③	代表者・役員の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの) ※非常勤、社外、監査役等を含む登記簿謄本に記載されている全員分が必要 ※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの(全世帯分は不要となります)	1	1
④	代表者・役員の履歴書 ※非常勤、社外、監査役等を含む登記簿謄本に記載されている全員分が必要 ※写真は不要 ※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載 (職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように 「例:求職活動、法人設立準備等」詳細に記入)	1	1
⑤	最近の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書		2
⑥	法人税の納税申告書(別表1「税務署の受付が確認できるもの」、及び別表4)		2
⑦	法人税の納税証明書(その2 所得金額用)	1	1
⑧	賃貸借契約書(転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」) ※自己所有の場合は、不動産登記簿謄本(ただし所在・家屋番号又は不動産番号がわかり、労働局が登記情報連携システムで登記情報の確認が出来た場合は添付不要)	(1)	(1)
⑨	派遣元責任者の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの) ※役員が兼務する場合は不要 ※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの(全世帯分は不要となります)	1	1
⑩	派遣元責任者の履歴書 ※役員が兼務する場合は不要 ※写真は不要 ※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載 (職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」「雇用管理経験」を明記し、空白期間のないように 「例:求職活動、法人設立準備等」詳細に記入)	1	1
⑪	派遣元責任者講習受講証明書(許可の申請の受理日前3年以内の受講日のものに限る)		2
⑫	個人情報適正管理規程		2
⑬	就業規則又は労働契約の以下の該当箇所 a.教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分 b.無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。 また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。 労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分 c.無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分		2
⑭	派遣労働者のキャリア形成を念頭にいた派遣先の提供のための事務手引き、マニュアル等又はその概要の該当箇所		2

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

労働者派遣事業許可申請（続き）

		提出部数	
		原本	コピー
①	自己チェックシート（様式第15号）[全3頁]	1	2
②	就業規則（労働基準監督署の受理印があるページ） ※添付書類⑬で就業規則を提出した場合のみ提出が必要		2
③	企業パンフレット等事業内容が確認できるもの（設立直後等で作成していない場合を除く）		2

確認書類・・・（申請時にご持参ください）

- ①事業所のレイアウト図 2部
- ②公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告

申請手数料等・収入印紙 12万円（複数事業所を同時申請する場合、2事業所目からは1事業所につき5万5千円を加算）

※郵便局などで購入

登録免許税 9万円（領収証書原本が必要）

※税務署（東京労働局で申請の場合は芝税務署）または郵便局や銀行等で納付

提出先・・・事業主（本社所在地）を管轄する労働局

- ◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります